

第111号議案

島根県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例

島根県認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年島根県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「認定こども園（法第7条第1項の認定こども園をいう。以下同じ）」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という）」に改める。

第2条第1号中「第3条」を「第4条」に改め、同条第2号中「第2条第6項」を「第2条第12項」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条第1号中「幼稚園教育を行うほか、当該幼稚園教育」を「幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育」に、「保育に欠ける幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「対する保育」を「対する教育」に改め、同条第2号中「認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年^{文部科学省}令第3号）第1条に規定^{厚生労働省}する施設を除く。）をいう。以下同じ。））」を「保育機能施設」に改め、同号ア及びイ中「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改める。

第5条中「保育に欠ける幼児」を「保育を必要とする子ども」に改め、「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加え、「保育の実施」を「保育の利用」に改める。

第6条中「保育に欠ける幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「認可外保

育施設」を「保育機能施設」に改める。

第8条第2項中「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改める。

第9条第1項中「保育に」を「教育及び保育に」に改め、同項第1号及び第2号中「に満たない」を「未満の」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「に満たない子どものうち、保育所と同様に1日に8時間程度利用する者（以下「長時間利用児」という。）」を「未満の子ども」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「のうち、長時間利用児」を削り、同号を同項第4号とし、同条第2項中「短時間利用児及び長時間利用児」を「満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）」に改め、「（以下「共通利用時間」という。）」を削る。

第10条第1号中「に満たない」を「未満の」に改め、同条第2号中「保育に」を「教育及び保育に」に改め、同条第4号中「長時間利用児」を「教育及び保育時間相当利用児」に改める。

第11条第1項中「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同条第2項中「に満たない」を「未満の」に改め、同項の表中「面積」を「面積（平方メートル）」に改め、「平方メートル」を削り、同条第3項各号列記以外の部分及び同項第2号イの表以外の部分中「に満たない」を「未満の」に改め、同号イの表中「面積」を「面積（平方メートル）」に改め、「平方メートル」を削り、同項第4号中「に満たない」を「未満の」に改め、同条第4項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同項に次の1号を加える。

(3) 地方裁量型認定こども園 第2項又は前項第1号及び同項第2号ア又はイ
第11条第5項中「、幼保連携型認定こども園」を削り、同項第4号中「各号」を削り、同条に次の1項を加える。

7 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第3項の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合において、当該幼稚園型

認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

第12条第1号中「幼稚園教育要領」を「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園に関して主務大臣が定める事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領」に、「厚生労働省」を「厚生労働大臣」に改め、同条第3号中「が編成され、」を削る。

第13条第3号中「児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児（以下「保育に欠ける子ども」という。）」を「保育を必要とする子ども」に、「保育時間」を「教育及び保育の時間」に改め、同条第4号中「保育に欠ける子ども」を「保育を必要とする子ども」に、「保育を」を「教育及び保育を」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から起算して5年間は、この条例による改正後の島根県認定こども園の認定要件に関する条例第9条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する認定こども園（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に限る。）の職員配置については、なお従前の例によることができる。